

平成30年4月から

介護保険料額が見直されます

介護保険は、介護の不安や負担を社会全体で支える制度で、40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国、県、町の負担金などとともに介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

介護保険の健全運営のため3年ごとに制度の見直しを行っており、介護保険料額についても、介護サービスにかかる費用などの現状を考慮して平成30年度から平成32年度までの介護保険料額を設定しました。

平成30年4月からは65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料基準額を月額4,950円に設定し、所得段階により9段階の保険料額となります。

◆所得段階区分と第7期保険料

課税状況	段階	対象者	割合	保険料	
				月額	年額
本人非課税	第1段階	・生活保護の受給者 ・高齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下 の方	0.45	2,228円	26,700円
	第2段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円を超え120万円以下 の方	0.75	3,713円	44,500円
	第3段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円以上 の方	0.75	3,713円	44,500円
課税	第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下 の方	0.90	4,455円	53,400円
	第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以上 の方	基準	4,950円	59,400円
本人課税	第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満 の方	1.20	5,940円	71,200円
	第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上200万円未満 の方	1.30	6,435円	77,200円
	第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200万円以上300万円未満 の方	1.50	7,425円	89,100円
	第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300万円以上 の方	1.70	8,415円	100,900円

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114 (担当:高橋)

賑わい拠点施設「なないろひろば」 多目的交流棟 ~Book&Café こ・らっしえ~ 4月18日にオープンします!



賑わい拠点施設に整備を進めてきた多目的交流棟が4月18日にオープンします。

カフェ、図書館、キッズスペースが一体となっており、誰でも気軽に訪れられるような施設となっています。

施設の愛称は「こちらへおいでください」の方言版「こ・らっしえ」に決まりました。

カフェ

オシャレな雰囲気の中、美味しい食事・コーヒーやお酒を楽しめます。天気の良い日はテラスデッキもご利用できます。



特製ローストビーフ
七ヶ宿町ならではの食材を使ったメニューもあります。



なないろプレート

図書館

飲み物を片手に、気になる本をその場で読む、勉強やデスクワークで利用するなど用途は様々です。

キッズスペース

お子さんと一緒にゆったりと遊べる空間です。おもちゃ替えスペースや授乳室も完備しています。

4月18日 オープン式!

4月18日の開業に合わせて、オープン式を行います。皆様ぜひお越しください。

●開館時間

- ・日~木 9:00~18:00
- ・金、土、祝前日 9:00~21:00

●定休日

火曜日

●お問い合わせ

七ヶ宿まちづくり(株)
☎26-6681
ホームページ
<http://7kashuku.jp/>

